

# 茨城町での結婚生活を応援します！

～茨城町結婚新生活支援補助金のご案内～

夫婦ともに  
29歳以下の世帯



夫婦ともに  
39歳以下の世帯

最大 **60万円**

最大 **30万円**

## ●申請期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※予算額に達した時点で受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

## ●対象者

次のすべての要件に当てはまる方

- 令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻届を提出**し、受理された夫婦
- 婚姻日における年齢が**夫婦ともに39歳以下**である
- 申請時に夫婦ともに町内の補助対象住宅に住民登録があること
- 夫婦の前年の合計所得金額が500万円未満**である

※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、前年の所得額から返済額を控除した額

- 申請日から**3年以上継続して、本町に居住する意思がある**こと

※ その他の要件もありますので、ホームページを確認、またはお問い合わせください。

## ●対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日に支払った次の費用

- (1) 住宅取得費用：建物の購入費用、工事費用等（土地購入費は除く）
- (2) 住宅リフォーム費用：住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等に係る工事費用  
※門やフェンスなどの外構工事、倉庫や車庫の設置、家具や家電の購入・設置に係る費用は対象外
- (3) 住宅賃貸費用：賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- (4) 引越費用：引越業者又は運送業者への支払に係る費用

**※上記経費について勤務先から手当等の支給を受けている場合、その分を控除した経費となります。**

**\*今年度の対象経費が補助上限額（60万円または30万円）に達していない場合、令和7年度に継続して補助申請を行うことができます。**

申請・問合せ先 ▶▶▶ 茨城町 町長公室 地域政策課 企画グループ  
TEL：029-215-8003 FAX：029-292-6748  
E-MAIL：kikaku@town.ibaraki.lg.jp  
〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

結婚新生活支援事業  
についての詳細はこちら



# 申請から交付までの流れ

※申請後に書類審査を行うため、書類提出時点で補助が決定するものではありません。

## ① 申請

申請期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日  
※下記の必要書類を申請期間内に提出してください。

### ●共通書類

- 茨城町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 住民票謄本（夫婦の記載があるもの）
- 夫婦双方の前年の所得証明書もしくは非課税証明書
- 夫婦双方の町税の納税証明書
- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類 ※貸与型奨学金を返済している場合のみ
- 住宅手当等支給証明書（様式第2号）※企業等に雇用されている場合のみ
- 申請者の本人確認書類の写し ※マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）の写しなど
- アンケート



### ●申請内容によって必要な書類

- (1) 住宅取得費用
  - 住宅の売買契約書または工事請負契約書など
  - 領収書の写しなど支払額を確認できる書類
- (2) 住宅リフォーム費用
  - 工事請負契約書、請書など
  - 領収書の写しなど支払額を確認できる書類
  - 施工前と施工後の状態を確認できる写真
- (3) 住宅賃借費用
  - 住宅の賃貸借契約書など
  - 領収書の写しなど支払額を確認できる書類
- (4) 引越費用
  - 領収書の写しなど支払額を確認できる書類

## ② 審査

提出された書類を確認し、補助金の交付の可否を審査します。

## ③ 交付決定

交付が決定した場合、交付決定通知書と交付請求書を郵送します。  
（不交付の場合は不交付決定通知書を送付）

## ④ 請求

下記必要書類を提出し、補助金交付の請求をしてください。

- 茨城町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第7号）
- 通帳その他の振込先口座を確認することができる書類の写し

## ⑤ 振込

指定された口座へ補助金を振込みます。（請求から30日程度）